

データ伝送サービス利用規定

令和2年4月1日
萩山口信用金庫

第1条 総則

1. データの伝送期限と連絡

第2条1項および第3条1項の委託事務の取扱におけるデータの伝送は、当金庫所定の日時までに行ってください。ただし、やむを得ず当金庫所定の日時以降にデータを伝送する場合は、ご契約者（以下「ご契約先」といいます。）と当金庫で協議し対応します。

なお、データを伝送するにあたって、ご契約先は当金庫へファクシミリにより振込日・合計件数・合計金額を記載した連絡表を送信してください。

2. データ伝送の手順、仕様、障害等

データ伝送の手順は、当金庫が定める方法により行ってください。

データ伝送に使用するファイルの仕様は、全銀フォーマット仕様です。

当金庫が伝送により受付けたデータに瑕疵がある場合には、ご契約先は当金庫にデータの取消を依頼し、修正後のデータをすみやかに再伝送してください。

通信混雑、回線不通および機器障害ならびに天災地変、その他やむを得ない事由により所定の日時までには伝送することができない場合には、ご契約先および当金庫は互いに協議の上、振込依頼書等の授受によるバックアップ措置をとることとします。

3. 入金通知

当金庫は受取人に対し、振込の入金についての通知は行いません。

4. 振込手数料

本利用規定の振込事務取扱に関する振込手数料については、当金庫の所定の手数料とします。

第2条 総合振込

1. 委託事務

ご契約先は当金庫に対し、「データ伝送サービス」による総合振込事務の取扱を委託します。

2. 振込事務

ご契約先は、第1項の総合振込事務を当金庫に委託するにあたり、当金庫が受取人に対し振込を行うために必要とする内容を含んだデータを当金庫へ伝送してください。

3. 資金決済

第1項の委託事務に基づく振込資金および振込手数料の決済は、為替発信時に、ご契約先が指定する代表口座、またはサービス利用口座から払い出すことにより行います。この払い出しについてご契約先は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出を不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

なお、資金決済ができない場合は振込しません。

第3条 給与・賞与振込

1. 委託事務

ご契約先は受給者に対する給与（賞与、その他臨時支給分を含む。以下、同様です。）支給にあたって、当金庫に対し、「データ伝送サービス」による給与振込事務の取扱を委託します。

なお、振込を指定できる預金種目は普通預金および当座預金とします。

2. 振込事務

ご契約先は、第1項の給与振込事務の取扱を当金庫に委託するにあたり、給与振込明細データを当金庫へ伝送してください。

3. 資金決済

第1項の委託事務に基づく振込資金の決済は為替発信時に、また、振込手数料の徴求は振込指定日に、ご契約先が指定する代表口座、またはサービス利用口座から払い出すことにより行います。この払い出しについてご契約先は、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳および普通預金払戻請求書の提出を不要とし、当金庫所定の方法により取扱います。

なお、資金決済ができない場合は振込しません。

4. 支払開始時期

当金庫が受給者に対して振込金を支払う開始時期は、振込指定日の午前10時からです。ただし、ご契約先が給与振込明細データおよび振込資金を当金庫所定の日時までに準備できない場合、この限りではありません。

第4条 協議事項

本利用規定に定めのない取扱上、必要な事項については、ご契約先および当金庫で協議し取扱いします。

第5条 免責事項

第2条1項および第3条1項の委託事務の取扱について、当金庫の責による以外の事由によりご契約先に損害が生じた場合には、当金庫はその賠償の責を負わないものとします。

第6条 規定の変更等

当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。

以 上

※ただし、当金庫で取り扱っていない項目については、対象外となります。